

個人情報の保護に関する基本規程

制定 平成 17 年 7 月 4 日
埼玉県税理士協同組合

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、埼玉県税理士協同組合（以下「本組合」という。）の個人情報の保護に関する方針に基づき、本組合における個人情報の適切な取り扱いに関する基本的な事項を定めるものであり、これにより個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次のものをいう。
 - イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できることができるように体系的に構成したもの
 - ロ 一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- (3) 個人情報取扱事業者 個人情報データベース等を事業の用に供している者であつて、その個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計が過去 6 か月以内のいずれの日においても 5 0 0 0 を超える者をいう。
- (4) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (5) 保有個人データ 個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの及び 6 か月以内に消去することとなるものを除く。
 - イ 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - ロ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

八 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係がそこなわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序に支障が及ぶおそれがあるもの

(6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(7) 従業者 個人情報取扱事業者の組織内において直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者のみならず、理事、監事等も含まれる。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定と目的外利用の禁止)

第3条 個人情報を取り扱うに当たっては、本人がその取り扱いについての諾否を判断できる程度まで、その利用目的を可能な限り具体的に特定する。

2 利用目的の変更は、本人が想定することが困難でない範囲内とする。

3 特定された利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこととし、その範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、事前に本人の同意を得るものとする。ただし、次に掲げる場合は除く。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(適正な取得)

第4条 個人情報の取得は、特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ公正な方法により行う。

2 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表する。

3 本組合が他の事業者から個人情報の提供を受ける場合には、その個人情報の提供について本人の事前の同意があることを、必ず確認する。

(利用目的の明示等)

第5条 個人情報を本人以外から取得する場合及び書面以外の形式で本人から取得する場合は、利用目的をあらかじめ公表しておくか、取得後すみやかに本人に通知又は公表する。ただし、次に掲げる場合は除く。以下第2項及び第3項の場合において同じ。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することによりその個人情報取扱事業者の権利又は正当な権利を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関若しくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによりその事務に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- 2 個人情報を本人から直接、書面で取得する場合は、その利用目的をあらかじめ本人に明示する。
- 3 利用目的を変更した場合は、変更内容についてすみやかに本人に通知又は公表する。

第3章 個人情報の管理

(正確性の確保)

第6条 利用目的の達成に必要な範囲において、個人データを正確かつ最新の内容に保つため努める。

(安全管理措置)

第7条 取り扱う個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいの防止その他の個人データの安全管理(情報セキュリティ)のため、次の安全管理措置を講じる。

- (1) 個人データへの外部からの不当なアクセスを防御するため、必要な電子的防御システムを構築する。
- (2) 個人情報の保護体制の実施、運用等を行う責任者として、個人情報保護管理者をおくこととし、理事長がこれを指名する。
なお、理事長は、必要に応じて個人情報保護管理者を補佐する者として個人情報保護担当者を設置することができる。
- (3) 従業員による個人データへのアクセスについては、担当する事務を遂行する上で必要と認められる場合についてのみアクセスできることとし、臨時にアクセスする必要がある場合については、個人情報保護管理者又は個人情報保護担当者の許可を得る。
- (4) 個人情報は、原則として、所定の事務室、保管場所等以外の場所に持ち出してはならない。例外的に持ち出す必要がある場合、従業員は個人情報保護管理者又は個人情報

報保護担当者の許可を得る。

(従業者の監督等)

第 8 条 個人情報取扱事業者は、従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対して、次により必要かつ適切な監督を行う。

- (1) 個人情報の保護に関する内部規程を従業者に周知徹底する。
- (2) 従業者に対して定期的に個人情報の保護に関する教育研修を実施する。
- (3) 個人データが適切に取り扱われているかを定期的に監督する。

(委託先の監督)

第 9 条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う。

2 前項の監督に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 委託先の選定基準を策定し、これに基づき委託先を評価する。
- (2) 委託先において実施されるべき安全管理措置等を委託契約書等で定める。

第 4 章 個人情報の第三者提供

(第三者提供の制限等)

第 10 条 第 3 条第 3 項の第 1 号から第 4 号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。

2 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じてその提供を停止することとしている場合であって、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、その個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の手段又は方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

第5章 保有個人データの開示、訂正等、利用停止等

(保有個人データに関する事項の公表等)

第11条 保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項について、本人の知り得る状態におくこととする。

- (1) 本組合の名称
- (2) すべての保有個人データの利用目的
- (3) 保有個人データの開示、訂正等利用停止等の手続き及びその手数料
- (4) 本組合が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 本人から、その本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なく、これを通知する。ただし、前項の規定により保有個人データの利用目的が明らかな場合又は第5条第1号から第3号までに該当する場合は、利用目的を通知しないことができ、その旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知することとする。

(開示)

第12条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付又は本人が同意した方法により、遅滞なく保有個人データを開示する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないこととする。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) その個人情報保護事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(訂正、追加又は削除)

第13条 本人から、その本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、その内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、その保有個人データの内容の訂正等を行う。

(利用の停止等)

第14条 本人からその本人が識別される保有個人データが第3条又は第4条の規定に違反して取り扱われ又は取得されたものであるという理由によって、その保有個人データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、その利用停止等を行う。

第6章 苦情処理

(苦情処理)

第15条 個人情報の利用、提供、開示、訂正等又は利用停止等に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

附則(平成17年7月4日)

この規程は平成17年7月4日より施行する。